

定 款



(1977年 6月29日改正)
(1980年 6月27日改正)
(1982年 6月29日改正)
(1987年 6月26日改正)
(1992年 6月26日改正)
(1994年 6月29日改正)
(1998年 6月26日改正)
(2002年 6月27日改正)

(2003年 6月27日改正)
(2004年 6月29日改正)
(2006年 6月29日改正)
(2009年 6月26日改正)
(2011年 6月29日改正)
(2014年 6月27日改正)
(2017年 5月16日改正)
(2017年 6月29日改正)

(2020年 6月26日改正)

株式会社 重松製作所定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社重松製作所と称し、英文では SHIGEMATSU WORKS CO.,LTD. と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 呼吸用保護具の製造及び販売
2. 保護眼鏡、保護服等の労働衛生保護具の製造及び販売
3. 保護眼鏡、シールド、保護手袋等の安全保護具の製造及び販売
4. 避難用保護具の製造及び販売
5. 防災（避難誘導、消火活動、救出作業等）に関する保護具、機器の製造及び販売
6. 冷却服、冷却器の製造及び販売
7. 防熱服、防火服及び化学防護服の製造及び販売
8. 防音保護具の製造及び販売
9. 交通標識、個人識別用具等の道路交通安全用具及び機器の製造及び販売
10. ガス検知器、酸素計等の各種測定器・用具の販売
11. 救助マット、救命胴衣及び人工そ生器の販売
12. 前各項に関する化学工業薬品及び材料の製造及び販売
13. 前各項の保守点検整備及び修理並びに労働災害防止に関する教育事業
14. 前1項～12項の物品販売代理業
15. 技術情報及び工業所有権の販売
16. 不動産の売買、賃貸及びその仲介
17. 空気充填施設、労働災害防止に関する教育研修施設及び駐車場の経営
18. 管工事業
19. 前各項に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都北区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。

やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、2,400万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第9条 当社の単元未満株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対して売渡すことを請求することができる。

ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しない時は、この限りではない。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基 準 日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする事ができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(議 事 録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、14名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（当会社又はその子会社の業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第32条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第33条 当社の監査役は、6名以内とする。

(監査役の選任)

第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。
ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役会の議事録)

第40条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第43条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第47条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第48条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

(配当金の除斥期間)

第49条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- ② 未払の配当金には利息をつけない。